

出産費・家族出産費の請求について

前月号（平成21年9月号No.259）で出産費の直接支払制度の概要について掲載しましたが、今回は直接支払制度の実施に伴う「出産費・家族出産費の請求方法」についてご案内します。

なお、直接支払制度は実施猶予期間が平成22年3月末日まで設けられていますので、医療機関によっては利用できない場合があります。

● 提出書類（次の書類を、所属所共済事務担当課に提出してください。）

- ① 出産費・家族出産費（附加金）請求書
- ② 医療機関から交付された「領収・明細書」の写し
- ③ 医療機関から交付された「代理契約に関する文書（合意文書）」の写し

提出書類等の要点をまとめましたので、参考にしてください。

直接支払制度 利用の有無	直接支払制度を利用する (窓口での出産費用支払額が42万円 [*] を限度に軽減されます。)		直接支払制度を利用しない (窓口で出産費用を全額支払います。)
共済組合への 請求金額	出産費用が42万円 [*] 以上の場合	出産費用が42万円 [*] 未満の場合	出産費42万円 [*] 及び附加金3万円の請求
	附加金3万円の請求	42万円 [*] との差額及び 附加金3万円の請求	
① 出産費・家族出産費 (附加金) 請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書内の医師の出生証明は必要ありません。 ・被扶養者認定後6ヵ月以内の方が出産し請求する場合の「受給権放棄証明書」は必要ありません。 		<ul style="list-style-type: none"> ・請求書内の医師の出生証明が必要です。 ・被扶養者認定後6ヵ月以内の方が出産し請求する場合の「受給権放棄証明書」は必要ありません。
② 医療機関から交付された「領収・明細書」の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「直接支払制度を利用する」旨や「専用請求書の内容と相違ない」旨の記載があります。 ・「出産年月日」及び「出生児数」の記載がない場合は、「<u>出生証明書</u>」の写しを併せて提出してください。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「直接支払制度を利用しない」旨の記載があります。 ・「出産年月日」及び「出生児数」の記載がない場合は、「<u>出生証明書</u>」の写しを併せて提出してください。
③ 医療機関から交付された「代理契約に関する文書（合意文書）」の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「直接支払制度を利用する」旨や「出産費を請求する保険者（茨城県市町村職員共済組合）」の記載があります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「直接支払制度を利用しない」旨や「出産費を請求する保険者（茨城県市町村職員共済組合）」の記載があります。

※ 産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産の場合は、39万円になります。